

東日本大震災により被災した家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例について

平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災により滅失、または損壊した家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋（代替家屋）を取得し、または改築した場合には、下記の軽減措置を受けられます。

対象者	① 被災家屋の所有者 （当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む） ② ①のものについて相続があったときにおけるその者の相続人（その者の相続人を含む） ③ ①の三親等内の親族で、特例が適用される代替家屋に所有者と同居する予定であると市長村長が認めるもの ④ ①が法人の場合は、その合併法人または分割継承法人
特例の要件	・ 東日本大震災により滅失、または損壊した家屋に代わる家屋であること。 ・ 平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得し、または改築をすること。
特例の内容	代替家屋の税額から、被災家屋の床面積相当分について、4 年度分は $1/2$ その後 2 年度分は $1/3$ を減ずる。 例) $\text{税額} = \text{代替家屋の税額} - \text{代替家屋の税額} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \frac{1}{2} \text{ or } \frac{1}{3}$
その他	・ 新築軽減などの軽減が適用される場合は、その軽減を適用した後の税額から、被災家屋の床面積に相当する分について減額されます。

【特例を受ける手続き】

下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① 被災代替家屋に係る固定資産税の特例申告書 ② 所有者の氏名または名称及び住所または所在地を証明する書類（住民票写し、商業登記簿謄本など） ③ 当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、または損壊した旨を証明する書類（り災証明書など） ④ 被災家屋が存在したことを証明する書類（固定資産課税台帳記載事項証明書、課税明細書、名寄せ帳写しなど） ⑤ 代替家屋の詳細を明らかにする書類（建築確認申請書、建物登記図面など） ⑥ 相続人等が特例を受ける場合には、被災資産所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本、商業登記簿謄本など）
-------	--

※必要に応じて、別途確認書類を提出してもらう場合があります。

また、被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合もあります。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1 Tel0942-72-2111（内線 123）

<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

